

大型特殊免許等取得費補助金について

本市では大型特殊免許等農業機械の免許取得に対して、県農業大学校とその他民間自動車教習所等との受講料格差緩和のため、県農業大学校以外で受講する方を対象に経費の一部を補助いたします。

この補助事業は令和4年度から認定農業者・認定新規就農者を対象に開始いたしましたが、令和6年4月1日以降の申請より補助対象者を拡大し、認定農業者・認定新規就農者以外の方でも、下記要件を満たしていれば対象とすることにいたしました。

なお、申請を希望される方は申請書をダウンロードし、必要事項に記載の上、添付書類と合わせて農林水産課までご提出ください。

補助対象者

- ・申請時点で丸亀市に住所を有すること。
- ・認定農業者（農業生産法人等の場合はその構成員）、認定新規就農者であって、既に農業を開始していること。又は申請日時点の経営耕地面積が1ha以上あり、販売農家であること。
- ・普通自動車免許を取得していること。
- ・補助金の交付申請時に市税に滞納がないこと。
- ・所有する農耕作業用自動車で乗用可能なもの（以下「乗用型農耕作業用自動車」という。）が必要な標識（ナンバープレート）の交付を受けていること。
- ・免許の受講先が香川県農業大学校以外であること。

補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、免許等の取得に必要な経費です。

- ・教習所等の入所に要する経費
- ・教習所等において免許の取得に関する技能及び知識の教習に要する経費
- ・教習所等における修了検定及び卒業検定に要する経費
- ・適性試験及び学科試験受講料

補助金額

- ・補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、一補助対象者当たり5万円を上限とします。補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てます。

この補助金は事前申請です。よって既に免許を取得している方は対象外です。これから免許を取得しようとする方を対象にしておりますので、ご注意ください。

お問い合わせ先

丸亀市産業文化部農林水産課

農政担当 TEL 24-8845